

特定福祉用具販売事業 重要事項説明書

(令和8年3月1日現在)

1. 事業の目的

介護を必要と認定された利用者の居宅サービス計画書に基づき、当事業所の福祉用具専門相談員が、適正な福祉用具を提供する事により、生きがい・生活への満足感・自立能力の回復等を実現し、併せて家族介護の軽減を目的とします。

2. 運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に向けたサービスの提供に努めるものとします。
- ② 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定・取り付け・調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ります。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 特定福祉用具販売事業所の指定番号及び実施地域

事業所名称	東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター
指定事業所番号	第0772900304号
所在地	福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊88
電話番号	0247-33-2556
通常の事業の実施地域	白河市、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村 浅川町

4. 事業所の職員体制

職種	氏名	勤務体制	業務内容
管理者	野崎 史吉	常勤・兼務	業務の総括
福祉用具専門相談員	和知くに子 高久 靖夫 金成 啓汰	常勤・専従	福祉用具の調整業務 定期点検その他

5. 営業日・営業時間

営業日	毎週月曜日～金曜日
定休日	土・日・祝日・年末年始（12／31～1／3）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
その他	上記以外の対応は、随時、ご相談下さい。また、福祉用具等の納品もご相談に応じます。

6. 利用料金

（1）基本部分

福祉用具ごとの料金は、別紙「請求書」又はカタログ等にて説明いたします。
（利用者負担割合は、原則として利用者の所得に応じて1割、2割、3割負担となります。）

（2）利用料金の支払い

・償還払い

特定福祉用具販売については、特定福祉用具の納品後、一旦利用者が利用料を全額支払い、当事業所で発行する領収証を市町村に対し提出する事で、市町村に対し保険給付分を請求することになります。

・委任払い

また、利用者が料金の一部を支払い、残金は当事業所で発行する領収書等を市町村に対し、保険給付分を請求することになります。

（3）キャンセル

利用者がサービス利用の中止をする際は、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。
尚、開封又は使用後の返品については受付いたしません。

東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター 0247-33-2556

7. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

特定福祉用具販売の提供に際し、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った特定福祉用具販売を提供するものとします。

8. 相談・苦情等の窓口

いきいき福祉センター相談窓口	0 2 4 7 - 3 3 - 2 5 5 6			
担当者	和知くに子	高久 靖夫	金成 啓汰	
責任者	野崎 史吉			
尚、お住まいの市町村や国民健康保険団体連合会でも受け付けております。				

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に容態の急変等があった場合は、事前の打合せにより、主治医・救急隊・利用者の家族・その他関係機関へ連絡し、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応方法

- ① サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族その他関係機関へ連絡し、必要な措置を講じます。
- ② サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、過失による場合は情状により減免することができます。
- ③ 事故が生じた場合には、その原因を究明し再発防止策を講じます。

11. 秘密保持

事業所の従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由なく漏らすことはありません。また、事業所の職員でなくなった後においても同様とします。

12. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 野崎 史吉
-------------	-----------

虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、苦情処理体制の整備その他、虐待防止のために必要な措置を講じます。

- ② 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族親族、同居人等)に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13. 身体拘束に関する事項

事業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わないこととします。但し、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期日等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の適正な手続きにより身体等の拘束を行うこととします。

16.業務継続計画策定等

- ①事業所は、自然災害や感染症の蔓延などの不測の事態が発生しても利用者に
対しサービス提供を継続させるために、中断しても早急にサービス提供を再開さ
せるための方針や体制を示した計画「業務継続計画」を策定し、その計画に従
い必要な措置を講じます。
- ②事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施
します。計画については、定期的に見直しを行い必要に応じて計画の変更を行うものとしま
す。

17.ハラスメントの防止について

事業所は、利用者及び従業者に対してのハラスメントを防止するため、次の措置
を講じます。

- (1) ハラスメントを防止するための職員に対する研修の実施。
- (2) 利用者から従業者への威圧的な言動や迷惑行為などに対する必要な措置
- (3) ハラスメントの未然防止のための情報収集や定期的な検証の実施

令和 年 月 日

〔 利用者 〕

私は、サービス内容及び重要事項について、文書に基づいて事業所から説明を受け、同意しました。

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

家族又は署名代理人

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

〔 事業者 〕

(代表者) _____ 東西しらかわ農業協同組合

代表理事組合長 菊池 教夫 印

(住 所) _____ 福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊 8 8

(名 称) _____ 東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター

(担 当) _____ 印